

高齢者扶養と親子関係—ジェンダーの視点から—

金 恵媛

(神奈川大学非常勤講師)

Intergenerational Support Relations of Japanese Families

Hyeweon Kim

要約

本稿の目的は、高齢者とその子どもとの間の援助関係に現れるジェンダーにもとづく差異を明らかにすることにある。親子間の援助をめぐっては、両世代ともにジェンダーによる違いが著しい。高齢層では、男性は女性より安定した扶養環境を形成する可能性が高く、被扶養者的な性格も相対的に弱い。子どもからの援助は夫の親を中心に提供されており、女性子の実親への援助は本人の能力に左右される傾向があると同時に、援助内容も非経済的援助に偏っている。

個々の家族レベルでは、高齢の親を被扶養者として位置付けることはもはや困難であり、とくに経済的援助の場合と男性高齢者においてその傾向が著しい。しかしながら、諸援助が行われる土台として、同居は依然重要な意味をもっている。高齢社会の諸政策を有効に展開していくには、このような世代間関係、ジェンダー特性を理解、修正していく姿勢が必要であろう。

キーワード：親子の援助関係、高齢者扶養、ジェンダー、実親、配偶者の親

はじめに

高齢者を家族の被扶養者とする一方的な位置付けはもはや現実と適合しなくなってきたのではなかろうか。それが家族の福祉機能を低下させる諸状況（山田,1994）、とりわけ人口高齢化の帰結であることはいうまでもない。高齢期の長期化によって、家族では負担し切れないほど大量かつ高度の扶養能力が必要となる一方で、高齢期を余生ではなくもう一つのライフステージとして人生に組込むようになった。そして、高齢人口の増加にともない社会は高齢者を少数の従属人口として抱え込むことができなくなったのであり、同時に高齢者のなかでも多様な高齢者像の形成が促進されてきたのである。

とはいうものの、日本の高齢化はかなり急激に進展してきたこともあって、高齢期生活に対する保障システムが十分に整備されているとはいえない状況である。かなりの部分において家族の役割が期待され、実際担わされている。意識や実態において家族が多様化したり、すべての社会保障制度がその実施対象として必ずしも家族を想定しているわけではないが、ほとんどの人は何らかの形で家族を形成しているのであり、高齢期の生活保障のあり方はその家族との関係を考慮したものとならざるを得ない（原田,1988）⁽¹⁾。

家族内支援の枠組から世代間関係をとらえる際にもっとも重要な意味をもつのはジェンダーである。多くの場合、家族という集団は両性及び世代関係を軸に構成されているうえに、

家族内支援のネットワークの構造や機能の違いが主としてジェンダーにもとづく差異に起因していることが多いからである。扶養ニーズにおける変化もさることながら、1960年代のような強力な親族ネットワークはほとんど期待できないうえに（落合,1997）、家族の個人化が進みつつある現在、高齢者とその子どもが形成する援助関係におけるジェンダーによる違いは一層重要な意味をもつ。

世代間連帯に基礎をおく社会保障の方に視点を移すと、これまでの人口構造のバランスが崩れるにしたがって、負担と給付をめぐる世代間のアンバランスが注目されている⁽²⁾。しかし、高齢期における経済的自立が要求されている現実を考えると、このような世代間対立が個々の親子関係においてもそのまま適用されるかどうかは疑問である。パラサイトシングルの増加を言及するまでもなく（山田,1999）、高齢期生活の経済的責任は当然子世代ではなく高齢者本人に担わされていると考えられるからである。

以上のような問題関心から、本稿においては、高齢者とその子どもの間に行われる経済的、経済的以外の援助関係を実態的にとらえ、そこに現れるジェンダーにもとづく差異について考察する。具体的には、高齢者扶養において、（1）マクロレベルに見られるような世代間の対立構造は親子支援というミクロレベルにおいても同様に適用されるかどうか、（2）援助関係及び内容にみられるジェンダー特性について検討していく。

1. データ

本稿で分析を試みる項目は、親子間の基本的な関係を示す項目（家族認知率、扶養規範についての意識など）、親子間の経済的援助関係及び経済的以外の援助関係に関する項目などである。分析対象は、子世代として28～59歳の有配偶者、親世代として60歳以上の高齢者（男性は一部65歳以上に限定）とする。親子間の援助関係者が男性子、女性子、父親、母親、あるいは夫の親、妻の親などに分類されており、援助関係及び援助内容にみられるジェンダーによる違いを考察することができる。なお、本稿において親とは、とくに断わりがない場合、実親と配偶者の親の両方を指している。

2. 家族のなかの高齢者

高齢者を中心とする親子間の援助関係を分析していく土台として、家族という枠組のなかで高齢者とその子世代がどのような関係を形成しているのか、いわば扶養環境をみてみよう。

（1）高齢者の世帯形態

最近、社会の諸変化に伴い高齢者世帯、とりわけ単独世帯が増加していることや、子世代との同居の意味の変化にも関心が高まっている。しかし、高齢者扶養、とりわけ介護などにおける家族の役割が強調される傾向がなお強い日本においては、援助の程度及びあり方を判断するうえで高齢者がどのような世帯を形成しているかということは、依然として重要な意味をもつ。

図1は、60歳以上の高齢者の世帯形態を性別、年齢別にみたものである。まず、女性と違って男性は60-64歳において「その他」世帯（高齢単独、夫婦のみ世帯を除く高齢者のいる世帯）の割合が非常に高く、高齢期生活に突入する時期において性別にずれがあることがよくわかる。さらに、65歳以上においても男性の場合、夫婦世帯率がもっとも高く、単独世帯率は女性の半分にも満たない。それに対し女性は、夫婦世帯の割合が加齢とともにほぼ10%単位で減少していき、それを補うかたちで「その他」世帯及び単独世帯が増加していく。男性高齢者の世帯形態が加齢に伴う変化がほとんどなく非常に安定しているのに対し、女性は70代でとくに変化が大きい。

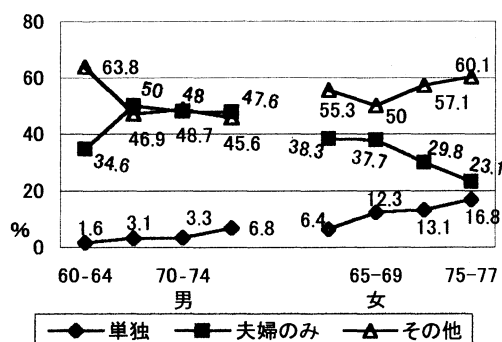


図1 年齢別世帯形態

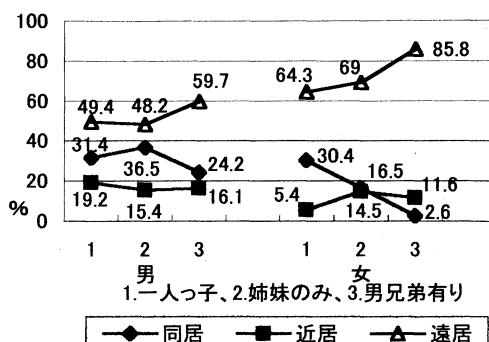


図2 兄弟構成別親との居住距離

つぎに、図2は兄弟の構成別による親との居住距離の違いをみたものである⁽³⁾。親との居住距離は、全体的に男性より女性の方が遠い。男女ともに男の兄弟がいる場合にもっとも同居率が低い、とりわけ女性においてその傾向が著しい。「一人っ子」において男女ほぼ同水準であった同居率は、「男兄弟有り」では8倍近く差が開いている。さらに、姉妹がいるか否かによる変化も男性より女性の方で大きく現れている。

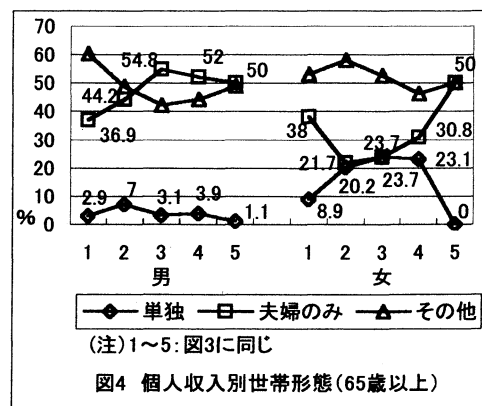
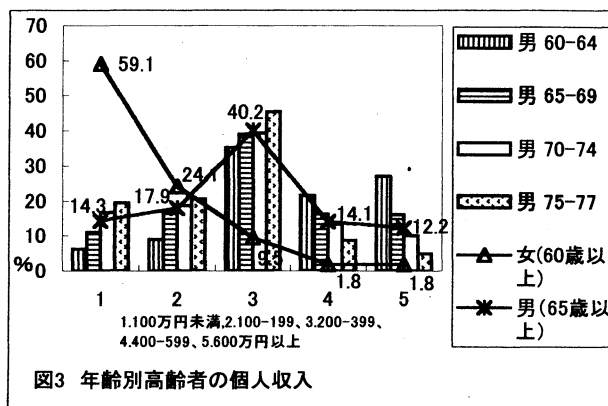
緊急の対処が可能な居住距離として同居と近居を合わせて見てみると、男性の場合、「一人っ子」が50.6%、「姉妹のみ」が51.9%、「男兄弟有り」が40.3%である。一方、女性はそれぞれ35.8%、31.0%、14.2%と、相対的に比率が低いうえに、兄弟状況別による格差が大きい。結局、近年同居率が低くなってきているといっても、男系を中心とする同居慣行は依然として根強く残っているのである。

高齢者の世帯形態に影響を及ぼすものとして健康及び経済的要因が主に考えられる。本調査の結果からは、健康状態が悪い場合でも「その他」世帯の増加はあまりみられず、健康状態と世帯形態間に有意な関係は見出せなかった。とくに男性高齢者にその傾向が著しい。たとえば70歳以上の男性高齢者の健康状態別世帯形態をみると、健康状態が悪い（「やや悪い」と「大変悪い」の合計）場合にむしろ単独世帯と夫婦世帯の割合が高いのである。

同じく女性高齢者についてみると、健康水準が悪いケースでわずかに「その他」世帯の割合が増加してはいるものの、単独世帯も5%以上増加している。これは、加齢とともに女性が無配偶状態になる可能性が高く、そうなった場合に単独世帯あるいは「その他」世帯へ

と転じたことによる変化としてとらえられる⁽⁴⁾。本調査の対象となった高齢者のほとんどが前期高齢層に属するという制限もあるが、健康状態が悪い場合でも単独世帯が高い割合を占めている⁽⁵⁾。結果的に、高齢者の世帯形態における男女差にもっとも大きな影響を及ぼしているのは、加齢とともに拡大していく高齢人口の性比の不均衡といえよう。

つぎに経済状態との関連であるが、まず高齢者の個人収入をみると、女性は男性とは比較にならないほど低い金額である。女性は個人年収 100 万円未満が過半数を占めているのに対し、男性は 200-399 万円がもっとも多い⁽⁶⁾。就労所得を持つことの多い 60-64 歳層を別にしても、男性高齢者の収入は 200 万以上のレベルで安定している⁽⁷⁾。



ところで、高齢女性の個人収入を現役女性のそれと比べてみると、200-399 万円台で約 10%、400-599 万円台で 5%ほど現役世代がわずかに高率であることを除けば、各年齢階級における年収の構成比の違いはほとんど認められない。つまり、高齢期における個人収入の男女差は、60 歳以上での就労所得の有無や公的年金の受給額の違いはもちろんであるが、高齢期に至るまでのジェンダーによる差異の帰結としてすでに予定されていたのである。今日、次世代に依存するのではなく、自らの現役時代の働きで自立した高齢期生活に備えるということが当たり前に思われつつある。しかし、図 3 で明らかなように多くの女性にとってその図式は成立し難いというのが現実のようだ。

個人年収を高齢者の世帯形態との関連でみてみると、低所得層であるほど「その他」世帯を構成する割合が高く、収入と世帯形態の間に有意な関係は明らかである。現役から退いてからもなお家計責任を負わされることの多い男性においてその傾向がとくに強い。65 歳以上の男性高齢者の場合、個人収入が 100 万円未満の層では 60.2%、100-199 万円層でも 48.8%と「その他」世帯の割合がもっとも高い。男性高齢者に多い夫婦世帯は、200 万円以上の層からようやく過半数を占めるようになる。それに対して、女性は 100 万円未満と 600 万円以上で単独世帯率が非常に低く押さえられている以外は、男性でみられるような個人収入と世帯形態との関係性は見出せない。この違いはやはり収入額や家計責任における男女差に起因していよう。

(2) 家族認知と高齢者

つぎの図 5 をみてみると、親を家族として認めるか否かは、親との居住距離が主な判断基準となっている。配偶者の親に対する認知率がわずかに低いものの、同居の場合、ほとんどの人が親を家族の一員だと思っている。また、男性は近居の配偶者の親を除くすべてのケースについて女性より高い「肯定」率をみせている。



図5 居住距離別親に対する家族認知率(%)

近居または遠居では、実親と配偶者の親とでは、子どもの性別によってかなり異なった傾向を帯びている。まず、実親であっても近居となると、男女ともに「肯定」率が同居より約20%ほど低減している。同じ状況で親に対する「否定」率が、男性は「わからない」率の約半分に過ぎないのに対し、女性はほぼ同率である。このような男女差は遠居の場合でも同様にみられる。

ところでこの現象が近居する配偶者の親に対しては男女がまったく逆の状況へと変わっており興味深い。男性の場合、同居以外では、実親と妻の親とでは家族認知率に明らかな差があり、妻の親に対して同居で1.4%に過ぎなかった「否定」率が近居となると約20%にまで急増する。女性の場合、近居の夫の親に対して「否定」より「わからない」の割合が高く、「肯定」率も遠居より大幅に増えている。

このような傾向は、男兄弟の存在有無による違いでも明らかである。「男兄弟有り」の場合、男性の「肯定」率が78.5%、「否定」率が8.4%、「わからない」率が13.1%であるのに対し、女性はそれぞれ64.1%、17.9%、17.9%となっている。「一人っ子」の女性がそれぞれ75%、8.9%、16.1%であることと比べてみても、「肯定」率の低下はもちろんであるが、「否定」率は2倍にまで上がっている。

結局、居住距離は、女性子の対実親、そして男性子の対配偶者の親ではほぼ唯一の認知基準として作用するが、その逆の場合においては必ずしもその限りではないのである。これは、家族という枠組を設定する際に配偶者の親を考慮しなくても済む場合がほとんどである男性と、現実的にそれが困難な女性という立場の違いがもたらした結果である。つまり、家族認知率における男女差は、女性が居住距離とともに男系を中心とする家族制度にも大きな制約を受けていることを示唆している。

(3) 扶養規範についての意識

親に支援の必要性が生じた場合、誰が、どのようにそれを支えていくべきであると考えているかを知る手がかりとして、「親の面倒を見るのは長男の義務である」（以下、長男規範）及び「親が年をとったら子どもは親と同居すべき」（以下、同居規範）という伝統的な扶養規範を問う二つの項目を検討してみよう。

まず、長男規範を問う項目であるが、「そう思う」の割合は、男女ともにほとんどの年齢階級において 20%以下と低い。しかし、28-59 歳の有配偶者全体でみると、男性は女性の 3 倍以上も高い肯定率となっている。「どちらかといえばそう思う」の比率でも男女差は大きく、男性の場合おおむね長男規範を容認していることになる。

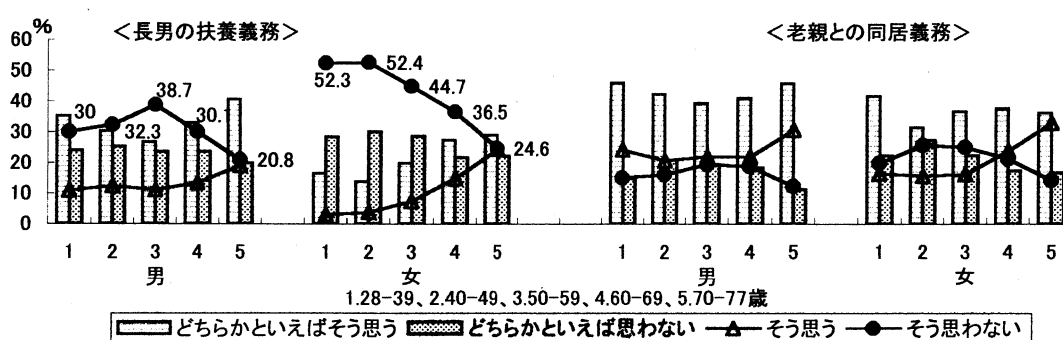


図6 年齢別扶養規範に対する意識

年齢別でみると、男性より女性の方で年齢階級間の意識差が顕著である。男性の「そう思う」率は、70 歳以上の 18.9%を除けば 28～69 歳層のほとんどが 10%弱であり、年齢階級間の格差が 5～8%水準にとどまっている。一方、女性の場合、加齢とともに規範を肯定する意見が直線的に増加している。そしてこの年齢別格差は、「そう思わない」率においてさらに大きくなっている。

つぎに、同居規範についてであるが、「そう思う」率は男性が 20%以上、女性でも 15%以上を見せており、長男規範より高い支持を得ている。長男規範同様 70-77 歳層の女性の肯定率がもっとも高い。「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合わせた肯定意見の平均を全体的にみると、男性が 65.9%、女性が 56.5%と男性が 10%ほど高くなっている。全体的な傾向として、年齢が高くなるほど肯定率が高くなるとともに、女性の若年層を除くいずれの年齢層においても「そう思う」率が「そう思わない」率を上回っている。しかし長男規範同様、男性の 50-59 歳層と女性の 40-49 歳層の肯定率は例外的に低い。この年齢層においては親との同居と介護が直結するケースが多く、そのような現実認識が強く反映しているものと思われる。

扶養規範をめぐる性別・年齢別格差が大きい、その背景には男性や高齢者に比べ現実問題として負担を強いられる可能性が高いという女性及び現役世代の立場がある。男性の 50-59 歳層と女性の 40-49 歳層で扶養規範を肯定する意見が低いことに対しても同じく理解

すべきであろう。さらに、本調査でも男性子の親との同居率は 30%水準であるのに対し女性子のそれは 10%程度に過ぎない。このことから明らかなように、「長男」あるいは「親との同居」という言葉から、親とは妻の親ではなく夫の親を指していると受けとめるのが現実的であり、そのことが女性の否定率をさらに高めているのではなかろうか。

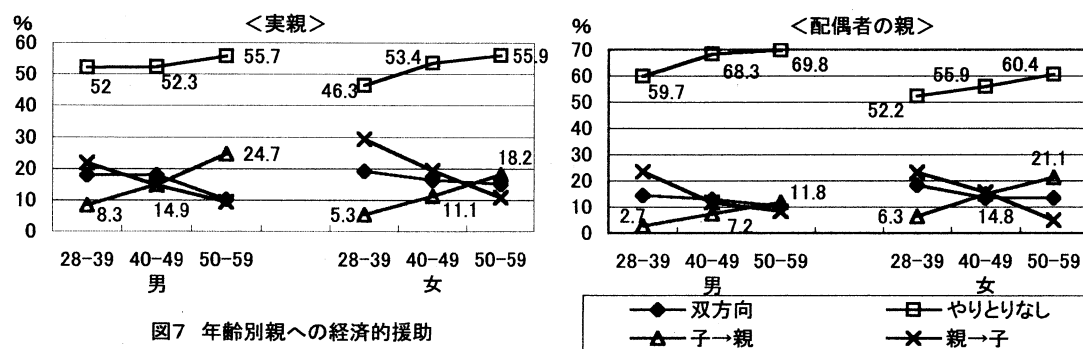
3. 経済的援助からみた親子関係

高齢期の経済性活に占める公的保障の割合が持続的に増加している。もちろん女性の年金権問題や、年金の受給と負担の不均衡からくる世代間の対立の問題など解決すべき課題は少なくない。しかし、公的年金制度の成熟とともに高齢期の経済的自立が一定レベルまで実現できるようになったことが家族内支援のあり方に及ぼす影響は大きい。本章では、「この 1 年間の経済的援助（小遣い、仕送り、贈与、貸金など）のやりとり」の調査結果を用いて、子どもと親のそれぞれの立場から経済的援助関係を検討する⁽⁸⁾⁽⁹⁾。

(1) 子どもの側からみた経済的援助

(a) 年齢別にみた経済的援助

図 7 は、子どもの年齢階級別による経済的援助の状況をみたものである。全体的にみて半分以上の子どもがどちらの親にも経済的援助をしておらず、とくに 40 代以上では親子は経済的にかなり独立した関係にある。いずれの区分においても、28-39 歳層はもっとも高い被援助率と「双方向」率を示しており、親からの援助が集中していることがわかる。それに対し、50 代では援助対象によって援助率の格差はあるものの、基本的に援助型である。



男女別では、実親との関係では女性より男性の方がより援助的であり、配偶者の親との間ではその反対である。実親との関係において、女性の被援助率は加齢とともに大幅に低減してはいくものの 40 代まで高い。50 代でも援助率や「双方向」率とほぼ同水準をみせており、40 代を境に援助型に変わっている男性とは対照的である。配偶者の親との関係においては、いずれの年齢階級においても女性の援助率や「双方向」率の方が男性より高い。とくに援助率において女性はつねに男性の 2 倍ほど高い割合である。本調査の結果からは、実親及び配偶者の親への援助の規模や援助を決定するまでの過程などは把握できないが、経済的援助の面において、男性より女性の方が配偶者の親とより密接な関係にあることは明らかである。

(b) 経済状況別にみた経済的援助

図 8 は、子ども夫婦の職業別による経済的援助状況を示したものである。職業はもつとも該当数が多く、以下に述べるような有意差がみられたケースとして、「一般」、「パート」、「自営」の 3 つのカテゴリにまとめた⁽¹⁰⁾。

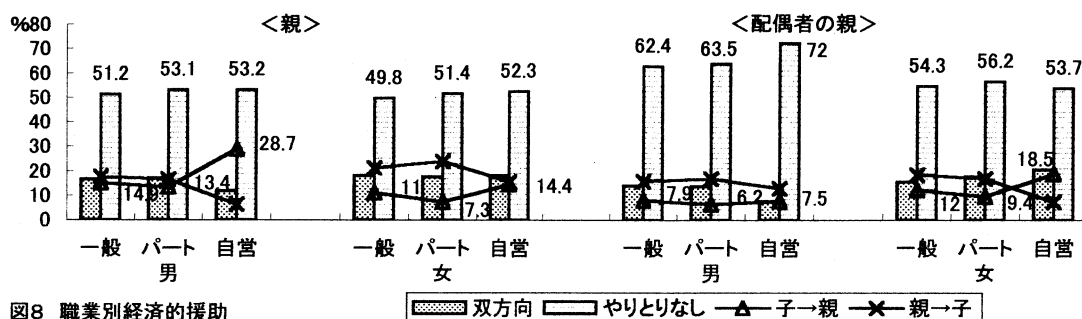


図 8 職業別経済的援助

「自営」と夫の親との関係以外は、すべての区分において子どもは親から援助を受ける立場であり、少なくとも親子間の経済的援助関係では高齢者はもはや被扶養者ではないようだ。男性子の親との援助関係では、若干「パート」の援助率が低い、が、「一般」及び「パート」の線はほとんど重なり合っており、傾向として一致している。それに対し、「自営」とそれを比べてみると、「双方向」率は 5%ほど低い、援助率が 2 倍以上高いうえに、被援助率も 6.4%と非常に低い値となっているのが特徴である。また、妻の親とのやりとりは男性全体が少ないが、実親に対して援助型であった「自営」においてとくに関係が薄い。

一方女性子の場合、全体的に「双方向」率はほとんど同じ水準であるが、「一般」や「パート」において被援助率が援助率の 2 倍以上も高い。とくに、「パート」ではその格差が大きく、主に親から援助を受ける立場である。

「自営」の女性は、「一般」や「パート」に比べ若干援助率は高いものの、援助関係の諸形態の比率がほぼ一点に集中しているうえに、「やりとりなし」率をもっとも高い。これは同じく「自営」である男性と比べてみてもまったく異質である。「自営」の援助率がその他の職業より高いという点では男性の場合と一致しているが、男性が実親に援助者の立場であるのに対し、女性は援助も被援助もほぼ同率に行われており、実親との援助関係は交換関係におよそ等しい。そしてこの関係は配偶者の親との間ではまったく逆の展開をみせている。

「自営」では夫の親との結びつきが非常に強く、妻の親との関係はわずかである。

女性が収入を伴う仕事についているか否かを基準にしてみると⁽¹¹⁾、援助の交換程度はほぼ同水準であるが、その内訳においては無職の女性により高い被援助率がみられた。具体的にみると、実親との関係において、有職女性の援助率が 12.2%、被援助率が 18.7%であるのに対し、無職の女性は各 7.8%、25.4%であった。夫の親に対しては、有職女性が 14.2%、13.2%であり、無職の女性は 10%、22.3%である。このように援助率そのものは、実親、配偶者の親という援助対象の属性による違いはあまりみられないが、有職女性の方が

より援助的である。その背景としては、実親からの援助率が高い 28-39 歳層が無職の女性の 40.9%を占めていることも考えられるが、やはり現実の経済能力の有無による結果であろう。そして、職の有無に関わらず、実親に対しては被援助型であり、夫の親に対しては援助型であるというのが有配偶女性の姿である。

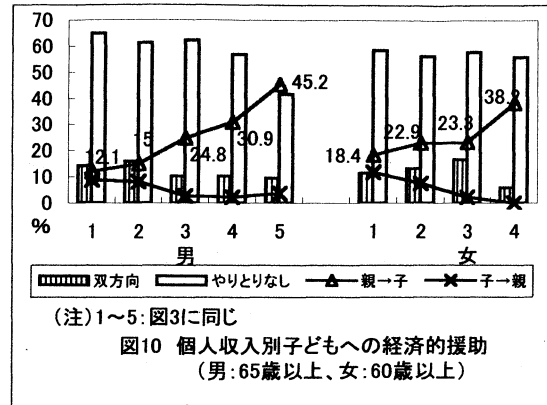
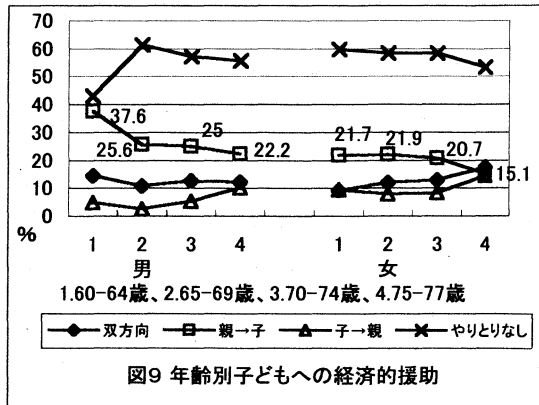
つぎに収入の面からみると、世帯収入（過去 1 年間の、生計をともにしている家族全員の収入の合計）が高いほど援助率と「双方向」率が増加し、被援助率は下がる。実親及び配偶者の親との援助関係において、被援助率ではほとんど有意な差が見出せないのに対し、援助率では妻の親に対し相対的に低い値となっている。とくに、妻の親に対する男性の援助率には収入の増減にともなう変化がほとんどみられない。女性子の実親に対する援助も、世帯収入が 800 万円以上のレベルに達するまで、非常に低く押さえられている。

また個人収入（臨時収入、副収入、年金、公的扶助などを含む、過去 1 年間の本人の税込み収入額）との関係をみると、男性の場合、収入が 600 万円以上の水準になってようやく援助率の上昇がみられる。それ以下の水準では実親に対して約 10%、妻の親に対して約 5%というレベルで援助率はほぼ一定して低い。それに対し女性の場合は、個人収入と援助率がほぼ直線的な比例関係にある。収入額が 200 万円以上のレベルから援助率が増加し、400-599 万円で援助と被援助の比率が逆転する。とくに 600 万円以上では、実親に 20.4%、夫の親に 30.9%という非常に高い援助率を記録している。

このように子どもの収入が一定レベルに達するまで援助率が低いということは、親への経済的援助が行われる条件として、扶養規範より子どもの援助能力の有無が優先していることを意味する。そして、妻の親に対する援助率が世帯収入の変化とほとんど関係なく低いことや、世帯収入が一定レベルに達するまで女性子の実親への援助が低く押さえられているなどの事実は、親への経済的援助が現在なお夫の親を中心に行われていることを意味する。また、個人収入別の援助形態にみられる男女差は、男性の収入が世帯収入を意味する場合が多いのに対し、女性のそれは家計の副収入として位置付けられることが多いことに起因しよう。親への経済的援助は世帯単位で判断される場合が多いが、女性子の場合、本人の収入レベルや職の有無が援助の提供に少なからぬ影響を及ぼしている。しかし、女性の収入が男性より低く、経済的援助が夫方の親を中心に行われている現状を考慮すると、女性子のみをもつ親が子世代からの援助を期待することはほぼ困難なことは明らかである。

(2) 親の側からみた経済的援助

これまで親子間の経済的援助の実態を子どもの属性から見てきたが、つぎの図 9 及び図 10 は親の属性からみたものである。まず親の年齢階級別の変化を見てみると、男性の 60-64 歳層において子どもへの援助率が非常に高く現れる以外は、「やりとりなし」がほとんどの年齢層で 6 割近くある。また加齢に伴い徐々にその格差が縮小してはいくが、いずれの区分においてもつねに援助率が被援助率を上回っている。



男女別では、子どもの属性からみた場合同様、女性より男性の方が援助率は高く、逆に被援助率は低いという状況が高齢期においても続いている。また、経済的援助の全体的なやりとり率は、女性より男性の方が高くなっており、子世代とは対照的である。これは、親子間の経済的援助関係において親が援助者となることが多いうえに、経済的に男性高齢者の方が女性高齢者より優位であるところにその原因を求めるべきであろう。

図 10 をみると、男女ともに年収 400 万円以上では 30%以上の高い援助率を示している。性別では、男性の場合、400 万円未満でも援助率が持続的に増加しているのに対し、女性は 400 万円未満では 20%を前後して援助率がほぼ一定しているのが特徴である。しかし女性のほとんどが属している年収 200 万円未満では、女性の援助率が男性のそれより 3～5%ほど高い。これは、高齢者の世帯形態における性別格差とともに、現役世代同様、家計責任における男女の位置付けが違ふことの影響が大きい。

高齢者の世帯形態別では、夫婦世帯がもっとも援助的である。夫婦世帯は、援助率が 25%以上あるのに対し被援助率はわずか 5%に過ぎず、「やりとりなし」率も約 60%と経済的にもっとも自立している。単独世帯の場合、被援助的傾向を帯びており、その他の世帯とは状況が異なる。単独世帯の場合、個人収入すなわち世帯収入を意味しているのであり、そのため個人年収が一定水準に達するまでは誰かを援助することは困難である。事実、高齢者世帯の世帯年収を基準にしてみると、子どもへの援助率が被援助率より確実に高くなるのは年収 200 万円以上の水準からであり、とくに年収 200 万円未満の単独世帯では援助率が被援助率の半分程度に押さえられている。そして、女性は男性より単独世帯及び「その他」世帯を形成する比率が高く、子どもへの経済的援助にみられる男女差はこの世帯形態による違いにも大きな影響を受けているのである。

4. 「経済的以外の援助」からみた親子関係

経済的自立とは違って、経済的以外の状況、例えば加齢に伴う身体能力の衰え、喪失感、そして世代間の意識差などは、現役時代の努力などでカバーすることは困難な場合が多い。とりわけ健康問題は高齢期について不安を感じる理由としても一番にあげられている⁽¹²⁾。

高齢者に対する経済的以外の援助（以下、非経済的援助）のもう一つの特徴は、性別役割分業が根強く残っている分野のため、家族の女性が家事の一環として行うことが期待されることが多く、同時にその定義や評価が困難な領域だということである。女性や家族をめぐる諸状況が変化する中でも、その意識や実態に大きな変化が見られないのもこの分野の特徴である。

本章では、経済的以外の分野（身の回りの世話、家庭の家事や留守番、看病や介護、相談や愚痴の相手など、自分や相手の役に立つこと）をめぐる親子間の支援状況について検討する。

（１） 子どもの側からみた非経済的援助

（a） 年齢別にみた非経済的援助

図 11 は、子どもの年齢階級別による非経済的援助の状況をみたものである。全体的に若い世代において被援助率が高い。しかし、いずれの年齢階級においても被援助程度は非常に低く、経済的援助に比べ約 10～20%ほど低い被援助率を示している。親への援助率は、経済的援助では 50 代以外では女性の比率が男性より低い割合をみせていた。非経済援助では援助率が男女ほとんど同じレベルであるうえに、「双方向」率は女性の方がつねに上である。経済的援助より非経済的援助において女性の役割がより求められていることがここから読み取れる。

そしてもっとも大きな違いは、経済的援助では援助率がいずれの区分においても 20%以内で一定していたのに対し、非経済的援助では年齢と比例するかたちで上昇している。なかでももっとも高い比率を示している 50 代の女性子の援助率は 30%を上回っている。さらに「双方向」率においても、経済的援助では子どもの年齢と関係なく 10～20%の範囲内で一定水準を保っていたのに対し、非経済的援助では子どもの加齢とともに低下する一方である。すなわち、非経済的分野における親の立場は、より受益者的である。

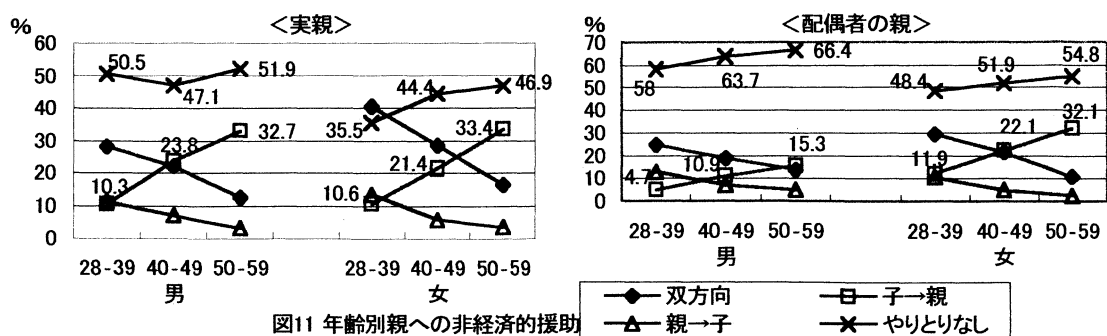


図11 年齢別親への非経済的援助

女性の 28-39 歳層は経済的援助において被援助率がその他の年齢階級より 10%ほど高かった。ところで、非経済的援助では被援助率の年齢別格差はそれほど大きくないが、「双方向」率が 40.5%とひととき高くなっている。白波瀬（2000）の分析においても、親から提

供される女性子への主な世話内容は「出産時の世話」、「悩みごとの相談」、「孫の身の回りの世話」の順となっており、この時期における女性子と実親との「双方向」率の高さを裏付けている。

つぎに、女性子の親に対する援助であるが、経済的援助では援助率と「双方向」率がともに夫の親の方がわずかながら高い割合をみせていた。それに対し非経済的援助では援助率はほぼ同水準であるが、「双方向」率はむしろ実親の方が10%ほど高くなっている。非経済的援助とはその援助内容が多彩かつ広範囲にわたるものであり、親への援助の水準及び内容がそれぞれどのように異なっているのかは検討の余地がある。しかし女性にとっては、重度の要介護状態などを別にすれば、実親への援助として経済的援助より非経済的援助の方が行いやすいことは充分考えられる。なぜなら、多くの場合、女性は男性より経済的に低い地位にあるうえに、非経済的援助は援助の内容そのものが個別的な対人サービスとなる場合が多いため、女性個人の判断にゆだねられる可能性も高いからである。

さらに、経済的援助同様、非経済的援助でも実親への援助率における男女の格差はほとんど見られないが、配偶者の親に対する援助では、男性は常に女性の半分にも満たない水準である。結局、親子間の援助関係とは、男性とその親、女性とその親、そして女性と夫の親という三つのカテゴリを中心に機能しているという、性別に明らかに偏った援助関係になっている。

事実、無配偶者の実親との援助関係では性別による違いはあまりみられない。具体的には、女性の場合、援助率は5~10%ほど増加するが、被援助率にはほとんど変化がみられない。一方、男性は、援助率が10%ほど低減し、被援助率の方はむしろ10%ほど上昇している。もちろん男女ともに無配偶者の母数が大きくないため、この結果を一般化することは困難である。しかし、このような配偶状態別による違いが、有配偶女性の実親への援助を制限させる家族制度におけるジェンダー差に起因していることは否めないのである。

(b) 職業別にみた非経済的援助

図12は、夫婦の職業別（経済的援助と同分類）による非経済的援助の状況を示したものである。また男性の場合は、一般とパートの間にほとんど違いが見出せなかったため、一つのカテゴリにまとめた。

女性子と親との関係では、「パート」や「自営」に比べ「一般」の女性が援助率や被援助率、そして「双方向」率にいたるまでわずかながら高率を示している。さらに、「自営」と「パート」はともに夫の親への援助率、実親からの被援助率が高く現れている。それに対し、「一般」の女性は援助率と被援助率がともに夫の親より実親の方で高く、「一般」の女性は実親に比重を置いた援助のやりとりを行っている。「パート」の女性の場合、援助率と被援助率がともに低い値であり、経済的援助でみられたような実親への依存的な状況はみられない。そのうえ、「やりとりなし」率が女性のなかでもっとも高く、非経済的援助での実親との関係は相対的に希薄である。

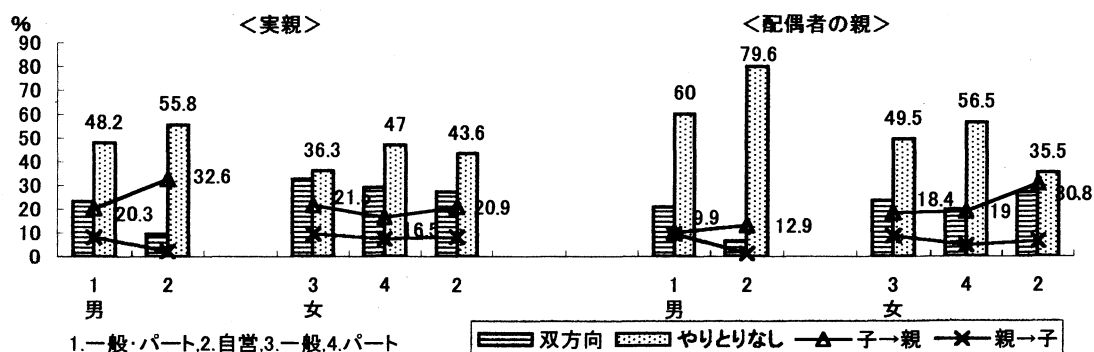


図12 職業別非経済的援助

つぎにもっとも特徴的な「自営」の展開を見てみると、配偶者の親に対する「やりとりなし」率が男性の場合 79.6%と極めて高いのに対し、女性は全体のなかでもっとも低い 35.5%を記録し対照的である。その格差の大きさもさることながら、その他の職業と比べても極端に偏っている。男性の場合実親への援助率が 20%も高いのに対し、女性はむしろ配偶者の親の方が 10%ほど高い。「双方向」率まで考慮に入ると「自営」の夫と妻との援助形態における格差はさらに広がっていく。また「自営」の男性子の親との援助関係は、「双方向」率及び被援助率がきわめて低い反面、援助率の方は非常に高く、実親を一方向的に援助をしていることになる。これは男性のなかでも非常に特徴的である。

「自営」の男系中心の傾向が経済的援助以上に強く現れる背景として、援助のやりとり物理的制限が作用していることも見過ごしてはならない。「自営」の場合、職場と居住地が接近している場合が多いため、その他の職業より時間的、空間的な制約が少なく援助のやりとりが容易である。そして居住距離においてはほとんどの場合、夫の親の方により接近しているものであり、結果的に夫の親とより密接な援助関係を結ぶ可能性が高い。結局、非経済的援助における親子関係を職業別に見ていくと、「自営」の息子夫婦の親への援助能力がもっとも高い。

(c) 居住距離別非経済的援助

図 13 は、居住距離別にみた非経済的援助の現状である。居住距離と比例して援助の「やりとりなし」率が増加しているが、実親より配偶者の親に対してその増加幅がより大きくなっており、物理的な条件のみならず親及び配偶者の親に対する子ども側の心理的な距離が介在していることが読み取れる。とくに女性の場合、配偶者の親に対して同・近居の場合に比べ、遠居では 20%以上も高い「やりとりなし」率を記録している。

経済的援助の関係では、被援助率の高い 28-39 歳層が幾分多い近居において、同居より被援助率が高い半面、援助率は低いという、居住距離別からみた援助関係が同・遠居とは違う傾向をみせていた。それに対し、居住距離の制約が経済的援助より意味を持ち、子どもの年齢に比例して親への援助率も増加していく非経済的援助では、子どもからの援助は距離にほぼ比例している。

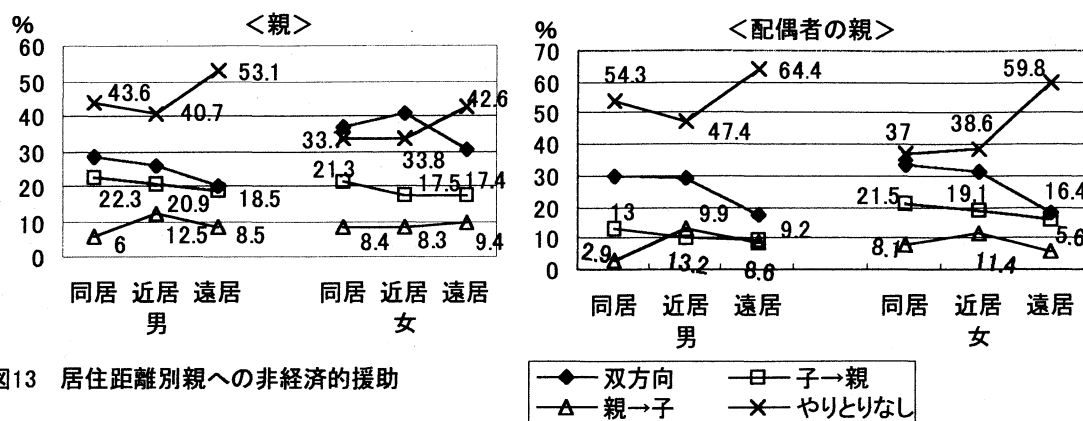


図13 居住距離別親への非経済的援助

ところで、親からの援助の方は、いずれの関係においても同居より近居の方でむしろ高率である。とくに男性子に対する同居の親からの援助率が非常に低く、近居はもちろん遠居よりも低い状況である。「双方向」率や「やりとりなし」率でも同居と近居では大きな違いがみられない。

このように同居している親との関係で、援助率はもっとも高いのに被援助率が相対的に低いという状況については、親が70歳以上で同居率がとくに上昇するということが原因として考えられる。さらに、非経済的援助の場合、サービスの定義が難しく、サービスを提供する側と受ける側の認識のずれが生じやすい領域である。そのうえ世帯をともにしていることも影響して、親から提供されるサービスを援助として認識し難い部分があるのではなかろうか。

非経済的援助の一形態として、親とこの1年間に交わした「話らしい話」（以下「話」）の頻度をみると、全体的に男性より女性の方が高く、とりわけ＜ほぼ毎日＞（「ほぼ毎日～週に3-4回」）の比率は女性が圧倒的に高い。＜ほぼ毎日＞の割合は、同居の親及び配偶者の親に対し男性より女性の方でそれぞれ20%ほど高い。近居の場合も同程度の格差はあるが、女性の父親との「話」率は男性のそれとほぼ同水準であり、義母の場合よりも低い。さらに、女性子はもちろんであるが、妻の親とのやりとりの少ない男性においても、近居の実親より同居の妻の親との間で「話」の頻度がより高く現れており、「話」の頻度を決定づけるもっとも重要な基準は居住距離である。

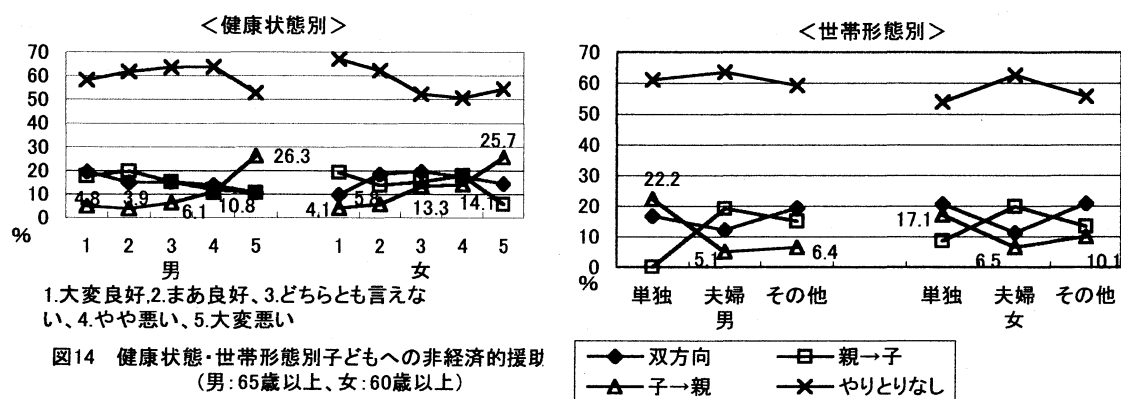
さらに、女性同士が「話」をしやすい生活環境であるということも手伝って、女性子が同居している母親、義母と「話」を＜ほぼ毎日＞する頻度はとりわけ高い。しかし男性のいずれのケースにおいても、父親や義父より母親や義母の方に頻度が高く現れている。これは男性高齢者に比べ女性高齢者の方が無配偶者である可能性が高いことに起因していると解釈できる。

（2）親の側からみた非経済的援助

経済的援助では、高齢者は子どもに援助する側として、男女ともに援助率の方がその他のやりとり率より高かった。しかし、非経済的援助では「双方向」率が高く、後期高齢期に入

ると被援助率も若干高くなっている。男性は前期高齢期においてほとんど援助を受けておらず被援助率は5%程度であったが、75歳以上で13.6%に急増している。男性の場合75歳を前後して大きな変化が生じているということであり、すでに見てきた世帯形態における変化とも合致している。女性では、年齢階級が上昇する度に3%ずつ被援助率が増加していき、70 - 74歳層で援助率とほぼ並び、75歳以上では援助率の3倍以上もの被援助率を記録している。

図14は、高齢者の健康状態及び世帯形態別にみた非経済的援助のやりとりを示したものである。高齢者の健康水準や世帯形態別の構成比率の特徴を考慮し、男性は65歳以上、女性は60歳以上をそれぞれ対象としている。まず健康状態との関連であるが、健康水準が低下していくにつれ被援助率が漸増している。男女ともに、健康状態によって援助形態に有意な変化が現れてくるのは健康水準が「大変悪い」段階であり、「やや悪い」状態に比べ被援助率が10%以上も増加している。



被援助率では、女性が健康水準に比例する形で変化を遂げているのに対し、男性では健康水準が「どちらとも言えない」段階までは被援助率が非常に低い。一方、「双方向」率や援助率では、男性の方が健康状態に即した形で低下し続けているのに対し、女性では「やや悪い」段階までは健康状態と援助関係に一定の相関関係を見出すことが困難である。

これは女性に比べ男性高齢者が夫婦世帯を形成する比率が高いことと関連していよう。すなわち、男性に多い夫婦世帯の場合、健康水準が「大変悪」くない限り子どもからの援助を受けなくても、配偶者の援助で解決することが可能なのである。事実、図14を見ると、夫婦世帯の場合、援助率と「双方向」率の差は約10%、援助率と被援助率とでは約15%ほどの格差で援助率が高く、その他の世帯とも明らかに異なる援助関係にある。結局、男性高齢者が、健康水準が悪くない状態においては被援助率が一定して低い水準を維持できるのは夫婦世帯率が高いからであり、言いかえると世話役としての配偶者、すなわち女性高齢者の存在があるからである。

世帯別の特徴として、被援助率と援助率の格差がもっとも大きい単独世帯は被援助型である。援助率も高いが「双方向」率も高く、どちらかといえば接触の多い「その他」世帯は「双

方向」型として特徴づけることができよう。一方、夫婦世帯は、援助率がもっとも高い援助型であるが、他方においては「やりとりなし」率も高くなっており、経済的援助同様非経済的援助でも子世代とはかなり独立的である。

ところで、「その他」世帯の高齢者、とくに男性では、子どもの属性からみた非経済的援助同様、被援助率が低く現れている。配偶者からの援助が得られているということも現実と考えられるが、やはり援助サービスの内容や同居という環境がサービスを援助として認識しにくくしているようだ。「その他」世帯における援助関係を含む非経済的援助の親子関係を考察する際には、この点を考慮して解すべきであろう。

考察

親世代と有配偶者の子世代との間に行われる家族内支援をみてきたが、高齢者の現状及び援助関係に現れるジェンダーによる違いが確認できた。

まず、男性高齢者の夫婦世帯率や女性高齢者の単独世帯率などは年齢とほとんど関係なく持続的であり、自立が可能な状況においては高齢者世帯を維持しようとする傾向が高齢者にみられる。しかし、自立が困難になりやすい後期高齢期の長い女性高齢者では、子どもとの同居が現実の世帯形態に占める比率でも、同居への期待度でも高く現れた。経済的な地位が優位な状況はもちろんであるが、世帯状況などにおいても男性高齢者の方がより恵まれた扶養環境にいる。

子世代の属性からみた親との居住距離では、性別及び男兄弟の有無別によって有意差がみられた。高齢の親との同居には強いジェンダーバイアスがかかっており、そのことが家族意識や認知率、そして実際の援助関係に強い影響を及ぼしている。家族認知の基準として同居が前提となっていることや、高齢の親との同居規範がかなり高い水準で受け入れられていることを考慮すると、同居が重要な扶養形態であることは否めないのが日本の現実である。

高齢の親とその子どもとの援助関係をみてみると、経済的援助より非経済的援助において関係がより密接であり、経済的には親子はかなり独立した関係にある。援助の種類としては、親は経済的援助を、子ども側は非経済的援助を主に行っている。援助は、親からの援助は28-39歳層の子どもに、子どもからの援助は後期高齢期の母親に主に提供されている。男性高齢者は援助全般において子世代からかなり独立している。その背景としては、男性高齢者が経済的に安定していることや配偶者からの世話を受けやすいことが考えられるが、それは世帯形態や個人収入別援助状況などで確認できた。

親への援助は、とくに「自営」や「男兄弟有り」で有意な差がみられたように、夫の親を中心に提供されている。そして、女性子の実親への援助は女性の経済的地位によって異なってくる。さらに、経済的援助においては男性子の援助率が高いが、非経済的援助では女性子の援助率が高い。また、高齢の親によって主に提供される経済的援助では父親の援助率が高くなっており、男性が経済的援助を、女性が非経済的援助を主に提供しているといえよう。

女性子が主な援助提供者である「話」では、女性高齢者が主な援助対象となっている。これは非経済的援助が女性の間で活発に行われているというより、無配偶状態になった親への援助と解すべきであろう。現に、居住距離別による大きな違いがみられないとともに、男性子からの援助も母親の方に高い割合をみせている。

親子間の援助関係は、マクロレベルにみられるような世代間の対立の様相ほとんど認められない。むしろ親から子への経済的援助が注目され、家族内支援のみに生活を託すという高齢の親の姿はもはや一般的ではないようだ。しかし、高齢者の扶養環境や親子間の援助関係にともにジェンダーによる違いが多くみられた。高齢期の生活保障の一環として家族内支援を検討していくに当たっては、まず両世代に現れるジェンダーによる差異についての考察が必要となるであろう。

注

- (1) 同様の観点から野々山（1992）は、自らの権利としての福祉を自覚して自己主張することのできないものも少なくないため、要援助者の代弁者としての権利主張をも視野に入れた家族福祉の必要性を提起している。
- (2) 「1999年1月社会保障制度に関する調査」によると、現役世代のほとんどが社会制度の将来について不安を感じている。不安の理由として、制度の将来性が不透明であることとともに、世代間の負担と受給の不均衡をあげる人が多い。事実、社会保障給付費全体に占める高齢者関係給付費は、1973年度では25%であったが、1996年度では63.8%に増加している（厚生省,1999）。
- (3) 居住距離は、同居、近居（「隣・同じ敷地内」及び「歩いていけるところ」）、そして遠居（「片道1時間未満」～「片道3時間以上」）に変数を再割当てした。
- (4) 65歳以上の高齢者の世帯形態別における女性の割合をみると、単独世帯で79.5%、夫婦世帯で40.6%、そして「その他」世帯では55.7%である。65歳以上の高齢者の有配偶率は、男性が91.7%、女性が62.4%であり、とくに75歳以上では、それぞれ85.4%、47.6%となっている。
- (5) 「国民生活基礎調査」（平成10年版）の調査結果からも、健康状態より年齢の方が高齢者の世帯形態に有意な影響を及ぼしていることがわかる。60歳以上の要介護高齢者のうち、60-69歳では単独世帯が7.2%、夫婦のみ世帯が40.4%、70-79歳では各9.2%、27.8%、そして80歳以上では10.6%、9.5%である。同じく60歳以上の寝たきり高齢者の場合をみると、60-69歳では7.8%、36.9%、70-79歳では7.9%、26.1%、そして80歳以上では8.8%、8.6%となっている。高齢者の世帯形態は健康状態別より年齢階級別による変化がより著しいのである（総務庁,2000）。
- (6) 高齢者の主な収入源は公的年金であるが、65歳以上の者のいる世帯のうち公的年金・恩給の受給世帯は96.6%であり、1997年現在、高齢者世帯の総所得の323.1万円の

63.6%を占めている（厚生省,1999）。1997 年現在の平均年金額を性別にみると、男性が 190 万円で、女性は 80 万円となっている（厚生省,2000）。主な公的年金である厚生年金は、世帯単位の年金として設定されているものの、直接的な受給権者は男性であり、この世帯単位の年金に対する女性の権利はきわめて不安定である。

- (7) 男性高齢者の有職率は、60-64 歳で 69.2%、65-69 歳で 58%と過半数以上を占めているのに対し、女性高齢者はそれぞれ 37.8%、22.6%とほぼ男性の半分の割合である。
- (8) 具体的な援助関係は、「援助をしたことも援助を受けたこともあった」（以下「双方向」）、「自分が援助したことがあった」（以下「援助」）、「援助を受けたことがあった」（以下「被援助」）、そして「援助のやりとりはなかった」（以下「やりとりなし」）であり、これは非経済的援助においても同様である。
- (9) 親に対する有配偶子の援助、とくに経済的援助は、世帯単位で行われていると判断するのが一般的である。したがって、本稿のように援助者を性別に分類しての分析には限界がある。しかしながら、本稿の目的は、援助の規模や内容より、男性子、女性子、実親、配偶者の親といった援助関係者及びその援助のフローを検討し、そこにみられるジェンダー特性を明らかにするところにある。その意味でこの試みは充分有効であると考ええる。
- (10) 夫婦の職業は、夫婦ともに「常雇の一般従業者」であるケース（以下「一般」）、夫が「常雇の一般従業者」であり妻が「臨時雇い・パート・アルバイト」であるケース（以下「パート」）、そして夫が「自営業主、自由業者」であり妻が「自営業の家族従業者」であるケース（以下「自営」）に分類した。
- (11) 現在収入をとまなう仕事についているかどうかを基準に分類した。現在収入をとまなう仕事に「についている」及び「についているが休職中」を有職に、「今はついていないが過去についていた」及び「仕事についたことはない」を無職に分類した。
- (12) 全国の 60 歳以上の男女を対象とする意識調査において、将来の自分の日常生活について「とても不安を感じる」が 10.8%、「多少不安を感じる」が 52.8%、「不安は感じない」が 36.4%であった。不安を感じる理由（複数回答）としては、その他の理由が 20%程度であるのに対し、「自分や配偶者の健康や病気」が 68.5%、「自分や配偶者が寝たきりまたは要介護状態になること」が 52%など、健康不安が圧倒的に高い（総務庁,1999）。

引用文献

落合恵美子, 1997, 『21 世紀家族へ』（新版）, 有斐閣

厚生省, 1999, 『厚生白書』平成 11 年版

厚生省, 2000, 『厚生白書』平成 12 年版

白波瀬佐和子, 2000, 「家族内支援と社会保障」, 『季刊・社会保障研究』36(1), 122-133

総務庁長官官房高齢社会対策室, 1999, 『高齢者の日常生活に関する意識調査結果』

総務庁編, 2000, 『高齢社会白書』平成 12 年版

野々山久也, 1992, 「家族福祉を考える」, 野々山久也編『家族福祉の視点』, ミネルヴァ書房

原田純孝, 1988, 「『日本型福祉社会』論の家族像」, 『転換期の福祉国家 下』, 東京大学社会科学研究所編, 東京大学出版会

1992, 「日本型福祉と家族政策」, 上野千鶴子ほか編, 『シリーズ変貌する家族 6
家族に侵入する社会』, 岩波書店

山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ』, 新曜社

山田昌弘, 1999, 『パラサイトシングルの時代』, 筑摩書房

文部省科学研究費基盤研究 (A) : 10301010

家族生活についての全国調査 (NFR98) 報告書 No. 2-2

現代日本の親子関係

Parent-Child Relations in Contemporary Japan

渡辺 秀樹 編

2001 年 3 月

日本家族社会学会
全国家族調査 (NFR) 研究会